

介護給付費過誤申立書について

○ 過誤処理について

請求誤り等により、国保連合会で審査決定済の請求を取り下げる場合、事業者は保険者に過誤を申立することになります。過誤処理の方法は、以下の2種類です。

1. 通常過誤

介護給付費の実績の取下げを先に行い、翌月以降に再請求を行います。

2. 同月過誤

介護給付費の実績の取下げと再請求を同じ月に行います。差額分だけの調整を行うこととなるため、事業所の負担が軽減されます。同月過誤を行う場合、必ず事前にご相談下さい。

○ 提出書類について

1. 介護給付費過誤申立書

2. 給付費の内容が明記されている書類(給付費明細書の写し等)

1)誤った請求の明細書(左上に「誤」の印をつける)

2)正しい請求の明細書(左上に「正」の印をつける)

3. その他、必要と認められるもの(介護保険課から指示のあったもの)

○ 提出期限について

通常過誤の場合、毎月10日までに提出いただいた分については、当月の審査で過誤調整されるように小美玉市から国保連にて申立てします。それ以降に提出いただいた分については、翌月申立分として取り扱わせていただきます。

同月過誤の場合、毎月20日までに提出をお願いします。

○ 介護給付費過誤申立書の記載について(次頁を参照して下さい)

「申立事由コード(4桁)」は、様式番号(2桁)+申立理由(2桁)で設定してください。

○ その他の手続きについて

過誤処理を行うことによって、利用者が小美玉市より支給された高額介護サービス費等の返還金が生じる場合、または、小美玉市特定介護(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護及び短期入所介護等)に係る利用者負担に対する助成金の返還が生じる場合には、別途小美玉市より通知いたしますので、適正に処理してください。

○ 提出及び問合せ先

小美玉市福祉部 介護福祉課 介護保険係

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里 1122 番地

TEL 0299-48-1111(内線3116)

FAX 0299-58-6710

介護給付費過誤申立書の申立事由コードについて

○「申立事由コード」欄は、以下のとおり設定（記入）してください。

(平成30年4月現在)



(1) 申立対象項目番号コード一覧

コード番号	対象様式	申立対象項目
10	様式第2	居宅サービス介護給付費明細書（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
	様式第2の3	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費） ・その他の生活支援サービス費
11	様式第2の2	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
20	様式7の3	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）
21	様式第3	居宅サービス介護給付費明細書（短期入所生活介護）
24	様式第3の2	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防短期入所生活介護）
22	様式第4	居宅サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
25	様式第4の2	介護予防サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
23	様式第5	居宅サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）
26	様式第5の2	介護予防サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）
2A	様式第4の3	居宅サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護）
2B	様式第4の4	介護予防サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護）
30	様式第6	居宅サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護）
31	様式第6の2	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護）
32	様式第6の3	居宅サービス介護給付費明細書（特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護）
33	様式第6の4	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防特定施設入居者生活介護）
34	様式第6の5	居宅サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
35	様式第6の6	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
36	様式第6の7	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（特定施設入居者生活介護（短期利用型） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型））
40	様式第7	居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第7の2	介護予防支援介護給付費明細書（介護予防支援）
50	様式第8	施設サービス等介護給付費明細書（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）
60	様式第9	施設サービス等介護給付費明細書（介護老人保健施設）
61	様式第9の2	施設サービス等介護給付費明細書（介護医療院）
70	様式第10	施設サービス等介護給付費明細書（介護療養型医療施設）

(2) 申立理由番号コード一覧

コード番号	申立理由
0 1	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整※1
0 2	請求誤りによる実績取り下げ
0 9	時効による保険者申立の取下げ
1 1	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整※1
1 2	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
2 1	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整※1
2 9	時効による公費負担者申立の取下げ
4 2	適正化による保険者申立て取下・その他
4 3	適正化による保険者申立て取下・ケアプラン
4 4	適正化による保険者申立て取下・給付費通知
4 5	適正化による保険者申立て取下・医療突合
4 6	適正化による保険者申立て取下・縦覧点検
4 7	適正化による保険者申立て取下・給費実績
4 9	適正化による保険者申立て取下(同月)・その他
4 A	適正化による保険者申立て取下(同月)・ケアプラン
4 B	適正化による保険者申立て取下(同月)・給付費通知
4 C	適正化による保険者申立て取下(同月)・医療突合
4 D	適正化による保険者申立て取下(同月)・縦覧点検
4 E	適正化による保険者申立て取下(同月)・給付実績

コード番号	申立理由
5 2	適正化による公費負担者申立て取下・その他
5 3	適正化による公費負担者申立て取下・ケアプラン
5 4	適正化による公費負担者申立て取下・給付費通知
5 5	適正化による公費負担者申立て取下・医療突合
5 6	適正化による公費負担者申立て取下・縦覧点検
5 7	適正化による公費負担者申立て取下・給付実績
5 9	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・その他
5 A	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・ケアプラン
5 B	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・給付費通知
5 C	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・医療突合
5 D	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・縦覧点検
5 E	適正化による公費負担者申立て取下(同月)・給付実績
6 2	不正請求による保険者・公費負担者申立の過誤取下げ
6 9	不正請求による保険者・公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
9 0	その他の事由による台帳過誤※1
9 9	その他の事由による実績の取り下げ

※1 台帳過誤は受給者台帳を過誤するものになりますのでご留意願います。

「申立事由コード」を設定する際は、「申立対象項目番号コード」と「申立理由番号コード」を組み合わせて設定します。
例えば、「居宅介護支援介護給付費明細書」について、「請求誤りによる実績取り下げ」を申立する場合は、「4002」のコード設定となります。